

応援します！

あなたの子育て

【子育て支援事業をご利用ください】



家庭児童相談室 のご案内

子育てでお悩みの方、お気軽に相談してください

お子さんたちにとって入園・入学・進級・進学など、新しい生活が始まりました。そして、大きく羽ばたく時期でもあります。

しかし、新しい環境に「なじめなかつたり」、人とかかわりの中で「悩んだり」「困ったり」「心を閉ざしたり」などの症状が見られることがあります。

こうした子どもに関するさまざまな相談に応じ、子育てをサポートをしているのが「家庭児童相談室」です。子育てに関する不安やしつけのあり方などを、子どもだけでなく家庭も含めて考え、一体化した「心のケア」に努めています。

家庭児童相談室では、2人の相談員が電話による相談、来室による相談をはじめ、事情によっては家庭への訪問による相談も行っています。保健センターでも3歳児健診、1歳6か月児の巡回相談など、家

族のきずなを大切に、よりよい家族関係を築くための相談を行っています。

そのほかにも、幼稚園、保育所、小・中学校、教育委員会、教育相談所、民生委員児童委員、児童相談所など関係機関と連携を図り、きめ細かな相談に努めています。

お気軽に相談してください。

相談日／月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

※午後2時以降は、家庭訪問などで留守にすることもありますので、ご確認ください。

☎ 家庭児童相談室

（こども福祉課内 ☎826-1111 内線2393）



保育所の園庭開放・交流保育

毎月保育所の園庭を、安全な遊びの場・友だちづくりの場として開放しています。

- ・新生保育所 (☎841-0575)
- ・荒川沖保育所 (☎841-0037)
- ・霞ヶ岡保育所 (☎821-1890)
- ・東崎保育所 (☎821-2807)
- ・都和保育所 (☎822-8053)
- ・天川保育所 (☎822-6172)
- ・桜川保育所 (☎821-9136)
- ・神立保育所 (☎831-8464)
- ・竹ノ入保育所 (☎842-6253)
- ・高岡保育園 (☎862-4666)
- ・藤沢保育園 (☎862-2600)

乳幼児家庭教育学級

相互保育(こどもあずけっこ)を行いながら、お母さんが自主的に活動し、創りあげていく事業です。今年度は、二中・四中地区公民館で行います。

☎ こども福祉課 (☎内線2475)

はじめての パパ・ママパスポート

はじめてのお父さん・お母さんを対象に、保育所で保育されている赤ちゃんの生活を見学し、子どもの成長について知る機会を設けています。

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりと保育所を育児相談の場として活用していただきます。

☎ 新川保育所 (☎822-8896)

チャレンジクラブ

小学4年生から中学生を対象に、地区公民館を活動の拠点として地域の自然や人材などの資源を活用しながら、安心して遊び楽しく学べる場として開放します。

市内の各地区公民館で実施します。

☎ こども福祉課 (☎内線2475)

幼稚園で一緒に遊ぼう！

幼稚園の保育室や園庭で楽しく遊びます。

また、子育ての相談もお受けします。

- ・土浦幼稚園 (☎821-0796)
- ・土浦第二幼稚園 (☎821-1310)
- ・いくぶん幼稚園 (☎822-2430)
- ・都和幼稚園 (☎831-3735)
- ・大岩田幼稚園 (☎824-3430)
- ・新治幼稚園 (☎862-3507)

※幼稚園ごとに内容が違いますので、電話でお問い合わせください。

青少年センター「こどもランド」

こどもランドでは、子どもの知識と視野を広げ、豊かな情操と創造力を育むことを目的に、遊びと学習の場として開放しています。また、幼児から高校生までを対象に、さまざまな講座を開催しています。

利用時間／午前9時～午後4時30分

ところ／ウララ2 8階(大和町9-2)

休館日／月曜日、祝日、年末年始

(月曜日が祝日のときは、その翌日)

☎ 青少年課 (☎826-3455)

●諸制度について

▼(福)医療福祉制度

妊産婦・乳幼児・母子家庭・父子家庭および重度心身障害者の方が、健康保険証を使って病院や診療所などで治療を受けたり薬をもらったりするとき、その一部を助成する制度です。

対象者／

●妊産婦…妊娠届出月の初日から出産日の翌月の末日まで

●乳幼児…0歳～未就学児(小学校入学前の3月まで)

●母子家庭…18歳未満の子とその母、20歳未満の障害児とその母、20歳未満の高校在学者とその母

●父子家庭…18歳未満の子とその父、20歳未満の障害児とその父、20歳未満の高校在学者とその父

●重度心身障害者…身体障害者手帳1級、2級、3級(内部障害者)、療育手帳(A)の交付を受けた方、障害年金1級受給者、身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方の交付を受けた方

※所得制限あり。ただし、乳幼児については平成20年7月から所得制限が撤廃されます。7月からは小学生から中学生までの入院時医療費の自己負担分を助成します。

☎ 国保年金課 (☎内線2316)

▼幼稚園就園奨励費補助制度

市内に居住し、幼稚園に幼児を通園させている保護者で、保育料支払いの経済的負担が大きい世帯に、補助金を交付しています(公立幼稚園は保育料減免)

☎ 公立幼稚園…教育総務課 (☎内線5103)
公立幼稚園…学務課 (☎内線5110)

▼私立幼稚園保護者助成制度

市内に居住し、私立幼稚園に幼児を通園させている保護者に、一人当たり月額3000円を助成しています。

☎ 教育総務課 (☎内線5104)

地域子育て支援センター



「さくらんぼ」

(桜川保育所内 ☎823-1288)

◎親子ふれあい教室

お母さんとお子さんの友だちづくりの場として、就園前の親子を対象に、各地区公民館で毎月1回、手作りおもちゃ・クッキング・リズム遊びなどで楽しく過ごします。

◎交流保育

保育所のお兄さん、お姉さんたちと一緒に、河原遊び・水遊び・たこ上げ・みそ汁パーティーなど季節の行事に参加して楽しく過ごします。

◎すくすくルーム

4か月から1歳のお子さんを対象に、お母さん同士の交流の場、お子さんの遊び場として、楽しく過ごします。

◎講演会

いろいろな話が聞け、のびのび子育てに役立ちます。
・年1回予定

◎センター開放

子育てをしながら仲間づくりができるサークルを支援します。

- ・月2回程度施設を開放（電話で随時受付）
- ・親子グループやサークルを支援し、親子ともに育ち合えるように、子育て中のお母さん方を応援します。

◎さくらんぼクリニックくももちゃ病院>

思い出は大切に、大好きなおもちゃを治して長く使いましょ。おもちゃを目の前で、治してくれます。きっと物を大切に作る気持ちが芽生えると思います。

※6月・1月の年2回予定

◎育児相談

育児の相談など、お気軽に相談してください。

相談日/月～金曜日 午前9時～午後5時

※来所・電話・ファクスなどで受け付けています。

◎ファミリーコンサート

毎年、多くの皆さんから好評をいただいています。

・11月頃に予定

私たちも参加しています！



櫻井裕美さん
康佑ちゃん
(中村南五丁目)

★参加回数は？

15回くらい参加しています。

★参加してみようですか？

季節に合わせた行事や制作が楽しいです。子どもは家で、リズム体操や歌を真似したり、作ったものをパパに見せたりして楽しんでます。私にとっては、「何かあったときに相談できる、安心の場」です。

★子育てをしていて幸せを感じる時は？

だんだん言葉を話せるようになり、「ママ大好き」、「ありがとう」などと話してくれたときです。



宮本智子さん
寛大ちゃん、笑菜ちゃん
(乙戸南二丁目)

★参加回数は？

20回以上参加しています。

★参加してみようですか？

友だちづくりの場として大切にしています。最初は緊張していた子どもも回を重ねるごとに慣れてきて楽しそうに触れ合っています。先生には子育てのアドバイスをもらえるので、のびのびと子育てをしています。

★子育てをしていて幸せを感じる時は？

お友だちと楽しそうに遊んでいる姿を見たり、声を出して笑ってくれるときです。

子育てサポートについて

▼一時的保育事業

仕事の都合や家族の急病などで、お子さんの面倒をみられないとき、お子さんをお預かりします。

対象者/満1歳から（土浦愛隣会保育所と白鳥保育園は、産休明けから）

保育料

●公立：4時間まで800円、4時間以上1600円

●私立：各保育所（園）にお問い合わせください。

実施保育所

●公立：荒川沖保育所、東崎保育所（本園・駅前分園）、桜川保育所、神立保育所

●私立：土浦愛隣会保育所（☎841・0463）、白鳥保育園（☎831・2590）、つくば国際保育園（☎823・7404）、高岡保育園（☎862・4666）、藤沢保育園（☎862・2600）、あおぞら保育園（☎869・7490）、愛保育園（☎843・6877）、童話館保育園（☎824・1323）

●公立：こども福祉課（☎内線2418）

●私立：各保育所（園）へ

▼ファミリーサポートセンター事業

保育所などへの送迎や、産前産後の家事援助などのサービスを協力会員が行うことで、市民同士の助け合いを図ります。

利用時間/毎日 午前9時～午後5時（祝日と年末年始は除く）

利用料金/30分300円

●社会福祉協議会（☎821・5995）

▼早期療育支援事業

ことばの遅れや、落ち着きがないなど、お子さんの発達や行動面で気になることがあります。専門の相談員が個別に相談をお受けします。

●療育支援センター（☎822・3411）

児童館

子どもに健全な遊びを与え、健康の増進を図り、心と体の健康づくりを推進しています。

利用時間／午前8時30分～午後5時

休館日／日曜日、祝日、年末年始

☎ 都和児童館 (☎832-3112)

ポプラ児童館 (☎841-3212)

新治児童館 (☎862-4403)

子育て交流サロン「わらべ」

乳幼児とその家族が、いつでも気軽に来て自由に遊んだり交流したりすることのできる施設です。

また、子育て経験豊かなスタッフが、子育てに関する情報提供および相談なども行っています。

利用時間／午前9時～午後5時

休所日／日曜日、祝日、年末年始

☎ わらべ (☎825-1030)

ブックスタート

「絵本を通して赤ちゃんと保護者が楽しい時間を分かち合うこと」を応援する事業です。

土浦保健センターで行われている10か月育児児相談のときに絵本を読み聞かせしたあと、ブックスタートパック(絵本とおすすめ絵本リスト・メッセージ集など)を配布します。

☎ 市立図書館 (☎822-3389)

地域子育て支援センター

地域に根ざした開かれた保育所を目指し、季節の行事を開催したり、育児の相談などを行っています。

☎ 土浦愛隣会保育所内「ありんこくらぶ」
(☎841-0463)

白鳥保育園地域子育て支援センター
(☎831-2590)

児童手当制度について

児童手当は、児童を養育する方の家庭生活の安定、児童の健全な育成および資質の向上を目的としています。支給要件は、小学校修了前の児童を養育している方で、所得が一定未満の場合に支給されます。

支給額(月額)／

- 3歳未満…一律 1万円
- 3歳以上小学校修了前まで
…第1子・第2子5000円、
第3子以降 1万円



児童扶養手当法が 変わりました

児童扶養手当法の改正により、4月から、手当を受給して5年を経過した方、または母子家庭になって7年を経過した方には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届」が必要となりました。

なお、一部支給停止適用除外の事由に該当しないときは、児童扶養手当支給額の2分の1が減額の対象となります。

詳しくはお問い合わせください。

☎ こども福祉課 (☎内線2475)

● 諸手当について(平成20年4月1日現在)

▼ 心身障害者(児)福祉手当

心身に障害のある在宅の方で、障害基礎年金などを受給していない方に支給します。

支給額／

● 20歳以上で身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・Bは、月額5000円

● 20歳未満で身体障害者手帳1・4級、療育手帳A・B、特別児童扶養手当対象児童は、月額5000円

● 20歳未満で身体障害者手帳5・6級、療育手帳Cは、月額4500円

▼ 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している方に支給します。

支給額／

● 1級(注1)…月額5万7500円

● 2級(注2)…月額3万3800円

※所得制限などあり

☎ 障害福祉課 (☎内線2454)

▼ 児童扶養手当

父母の離婚などで、父親と生計が別な18歳未満の子どもを養育している母親や、母親に代わって子どもを養育している方に支給します。

支給額(月額)／

● 児童1人 全部支給…4万1720円、一部支給…4万1710円

● 児童2人目は5000円加算

● 児童3人目以降は、3000円ずつ加算

※本人および同居家族の所得制限などあり

▼ 遺児手当

父母またはその一方が死亡したとき、義務教育修了前の児童を養育している方に毎年9月と3月に支給します。

☎ こども福祉課 (☎内線2475)

(注1)身体障害者手帳の判定が、おおむね1・2級(内部的疾患を含む)、療育手帳の判定がA・A、または同程度の精神障害がある場合
(注2)身体障害者手帳の判定が、おおむね3級(内部的疾患を含む)、療育手帳の判定がB、または同程度の精神障害がある場合